

## 茨木市地域福祉計画（第3次）評価と課題（案） 該当部分抜粋

### 前計画の基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

#### 施策（1）権利擁護の推進

##### 【市の取組】

##### ①市民後見人の養成・活用

権利擁護推進にかかる担い手の確保のため、市民後見人の養成を引き続き行いました。市民後見人の養成人数については目標値を達成していますが、受任実績は平成30年度（2018年度）の1件にとどまっています。引き続き制度の周知に努めるとともに、総合的な権利擁護支援を担う中核機関等のあり方について検討する必要があります。

指標	実績			達成目標
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
市民後見人の養成人数（合計）	14人	14人	18人	14人

## 茨木市地域福祉計画（第4次）（素案） 主な取組 該当部分抜粋

### 基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

#### 施策（2）成年後見制度利用の促進（茨木市成年後見制度利用促進計画）

日常生活における判断能力が低下し、権利擁護支援が必要となった際に、日常生活自立支援事業による支援、成年後見制度の申立や移行支援、また経済的に制度利用ができない場合の費用助成など、支援が必要な人の状態に適した制度利用の促進を図ります。

##### 【主な取組】（市）

##### ②成年後見制度利用支援事業及び報酬助成事業の活用

判断能力が低下した高齢者や障害者本人や本人の家族等が成年後見審判（法定後見）の申立てを行う必要があり、その費用の負担が困難な場合について、費用の一部を助成します。また、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な高齢者や障害者に報酬の一部を助成します。

#### 施策（3）担い手の育成・活動の推進（茨木市成年後見制度利用促進計画）

認知症高齢者の増加など、今後ますます成年後見制度の利用を必要とする人が増えることが見込まれます。これまでの制度の主な担い手であった親族や専門職後見人に加え、幅広く地域住民の参画が可能になるように、市民後見人の担い手の養成に努めます。

##### 【主な取組】（市）

##### ①市民後見人の養成

成年後見制度を必要とする人が増加する傾向にあり、親族や専門職だけでは後見人が不足することが想定されることから、大阪府社会福祉協議会と連携・協力して、身近な住民によるボランティア精神に立脚した市民後見人を養成します。